

(平成24年2月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの期間及び同年11月から54年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から51年3月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで
③ 昭和53年11月から55年3月まで

申立期間当時、国民年金の加入手続や国民年金保険料納付については、全て同居していた母親に任せていた。生活費を母親に渡しており、母親は、そこから私の保険料を納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられ、申立期間②及び③については、加入手続後、現年度保険料として国民年金保険料を納付することが可能であるところ、当該期間の前後の期間の保険料は現年度納付されている上、このうち申立期間②前の51年4月から52年3月までの期間については、同年4月が現年度納付の納付期限であることから、当該期間の保険料は、加入手続を行った月に、現年度保険料として遡及して納付されたものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の納付状況をみると、申立期間と同期間について、申立期間③のうち昭和55年1月から同年3月までの期間を除き、全て現年度保険料として納付されている。

こうした申立人及び申立人の母親の納付状況を勘案すると、昭和52年4月の申立人の国民年金加入手続後、51年4月まで遡及して国民年金保険料を現年度納付しておきながら、あえて申立期間②及び③のうち申立人の母親も未

納となっている期間を除く 53 年 11 月から 54 年 12 月までの期間について、保険料を納付していなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、当該期間のうち昭和 44 年 9 月から 49 年 12 月までの期間は、国民年金加入手続の時点で時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、50 年 1 月から 51 年 3 月までの期間についても、加入手続後、過年度保険料として遡及しなければ保険料を納付できない期間であるが、保険料納付を行っていたとする申立人の母親は高齢等のため聴取に応じることができず、過年度納付の状況が不明なほか、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①及び③のうち昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 11 月から 54 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 1156

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年3月まで

昭和58年頃に結婚が決まったので、母親が、A支所で国民年金の加入手続を行った。その後、母親が、二度、国民年金保険料を遡及して納付した。一度目は20万円以上をまとめて納付し、二度目は4か月分の保険料を納付した。申立期間の保険料については、この時、遡及して納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の母親は、申立人の結婚が決まったことを契機として申立人の国民年金加入手続を行い、その後、申立期間に係る国民年金保険料を遡及納付したとしているものの、遡及納付した時期及び納付方法等についての具体的な供述を得ることはできず、保険料の遡及納付の状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年9月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたと考えられるが、その時点で、申立期間のうち54年4月から56年6月までの保険料は時効により納付することができない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から11年4月までの期間、同年7月、同年8月及び12年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月から11年4月まで
② 平成11年7月及び同年8月
③ 平成12年5月

申立期間については、勤めていた会社を退職後、区役所で国民年金加入手続を行い、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。平成17年8月にA市の社会保険事務所（当時）で調べてもらったところ、7年9月以降、納付漏れは無いとの回答をもらっている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続並びに保険料の納付方法等についての具体的な記憶も無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間はいずれも厚生年金保険被保険者期間に挟まれた期間であるが、オンライン記録によると、申立期間は全て未加入期間となっている上、平成12年2月に申立期間①について、13年2月に申立期間②について、14年2月に申立期間③について、それぞれ国民年金への加入勧奨が行われていることが確認できることなどを踏まえると、申立期間について、申立人がその都度国民年金被保険者資格の取得及び喪失手続を行っていたとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。